豊明市と日本生命保険相互会社刈谷支社との健康づくりの推進の連携に関する協定書

豊明市（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社刈谷支社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が緊密に連携することにより、双方が有する人的・物的資源を有効に活用して、市民の健康意識・知識の向上や健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力して取り組むものとする。

（１）健康推進事業に関すること（検診・健診等の受診勧奨）

（２）その他、市民の健康づくりの推進に関すること

２　甲と乙は、前項（１）については、乙による甲への毎年の「ニッセイ医療費白書」の提供、「意識実態アンケート」の報告等を通じ、連携と協働の推進を図るものとする。

３　甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（有効期間）

第３条　本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲又は乙から本協定の改廃の申入れがないときは、本協定の有効期間が１年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（個人情報の保護）

第４条　甲及び乙は、この協定に基づき取り扱う個人情報及び知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律に従い、適正に管理しなければならない。

（営利活動等への利用禁止）

第５条　乙は、本協定に基づき、実施する事業を、営利を目的とした活動に利用してはならない。

（守秘義務）

第６条　甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の有する秘密とすべき情報を、その承諾なしに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

（協定の変更及び解除）

第７条　甲又は乙が、この協定の変更または解除を申し出たときは、甲乙協議の上、この協定を変更又は解除するものとする。

（協議事項）

第８条　本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自１通を保有する。

令和８年１０月６日

（甲）愛知県豊明市新田町子持松１番地１

豊明市長　小浮正典

（乙）愛知県刈谷市東陽町２－１７－３
日本生命刈谷ビル２Ｆ
日本生命保険相互会社　刈谷支社

刈谷支社長　谷口寛治